【個別事業】３　食中毒対策の充実

事業名等	現況（平成17年度末見込）	区分	22年度目標・考え方	18～22年度の整備（事業）量
⑴食中毒対策事業の整備	・練馬区食中毒対策要綱、さらに平成15年4月から練馬区健康危機管理マニュアル（食中毒編）を作成し、対応しています。	充実	①大規模食中毒等対応マニュアルの充実 特に集団では腸管感染症が発生した際の調査は、必要に応じて予防課と共同で原因究明します。その際重複しての調査を防止し、情報を共有できるマニュアルの充実が求められます。	共通調査書式（個人調査用、施設調査用）を平成18年度までに作成します。
	・食中毒発生時における検査は、現在練馬区衛生試験所では実施していません。	新規	②大規模食中毒発生時における検査体制の整備 食中毒発生時の検査は、すべて東京都健康安全研究センターに委託しています。中毒等処理要綱では原因物質および食品等が確定した後の検査は、区の検査機関で行うことが求められています。	練馬区衛生試験所で行える食中毒起因菌の検査項目をリストアップし、原因物質確定後の扱いを平成18年度までにマニュアル化します。
生活衛生課	・食中毒防止に関する情報の掲載 「ねりま食品衛生だより」 年3回、区報年1回、 ホームページ 年1回、 母親学級 年48回	充実	③区民への食中毒等防止意識の普及と啓発 食品の安全を確保するためには、生産から消費まで、一貫した衛生管理が求められます。家庭を原因とした食中毒の発生もあり、区民に食中毒予防の普及啓発を継続的に実施していく必要があります。	食中毒防止に関する情報の掲載「ねりま食品衛生だより」 年3回、区報年1回 ホームページ年3回 母親学級年48回 出前講習会の広報並びに実施：随時